特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを 取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩そ の他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もっ て個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言す る。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 児童手当の支給に関する事務						
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤口座情報の管理、異動、照会					
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別 法令上の根拠 表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第26,30,87項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条 ※30の項に係る主務省令は未公布 [情報照会の根拠] 別表第二の第74、75項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	新庄市 子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	新庄市総合政策課			
請求先	〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号			
	電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

		新庄市市民課
	連絡先	〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号
ı		電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和]5年1月6日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か]5年1月6日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	i書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	「重点項目評価書			
 - ハ∇/+ハた深切 た証価宝!	左幽門(ついてけ それぞれ電	占項目割	で価金なけるで					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	フシステム	を通じた提供]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	ファックス0233-22-0989	ファックス0233-223-2469	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携の②		※30の項に係る主務省令は未公布 ※75の項に係る主務省令は未公布	事後	
平成29年5月31日	_{月31日} I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署の② 子育て推進課長 板垣 秀男		子育て推進課長 滝口 英憲	事後	
平成29年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 計数時 点	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日 Ⅳリスク対策 -		_	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 [基礎項目評価書] 2~6 (十分である] 7.特定個人情報の保管・消去 [特に力を入れている] 8.監査 [自己監査] 9.従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後	
令和2年9月3日	I 関連情報 日 情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠 I 関連情報 公法令作報連携 ②法令上の根拠		[情報照会の根拠] 別表第二の第74、75項並びに内閣府・総務省 令第40条、第40条の2	事後	
令和2年9月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年9月3日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	ファックス0233-223-2469	ファックス0233-23-2469	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署の②	子育て推進課長 滝口 英憲	子育て推進課長	事後	
令和4年3月25日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統 計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ④統計処理の確認	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統 計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 (別童手当の対象者の資格の確認 (②現況受付の確認 (③支払管理の確認 (④統計処理の確認 (⑤)口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和5年1月31日	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表第一の第56項並びに内閣府・総務 省令第44条		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表第-の第56項並びに内閣所・総務 省令第44条、公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録に関する 法律第9条	事前	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年3月25日	令和5年1月20日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月20日	事後	